

令和4年3月16日

波佐見町議会議長 百武 辰美 様

官製談合再発防止等調査特別委員会
委員長 北村 清美

官製談合再発防止等調査特別委員会 調査報告書

標記について、波佐見町議会会議規則第76条の規定により下記のとおり最終報告します。

1. 委員名

委員長	北村 清美	副委員長	田添 有喜		
委員	今井 泰照	委員	尾上 和孝	委員	藤川 法男
委員	脇坂 正孝	委員	三石 孝	委員	横山 聖代
委員	城後 光	委員	福田 勝也	委員	岡村 達馬
委員	岡村真由美	委員	澤田 昭則		

2. 経過報告

令和2年11月30日 第4回波佐見町議会臨時会において、官製談合再発防止等調査特別委員会を設置した。

本委員会は、令和2年9月24日に決議された「官製談合の再発防止と職員の綱紀粛正を求める決議」により、次の4項目について強く改善を求め、官製談合等の事件が三度起こることがないこと、町民への信頼回復に最善を尽くすことを確認し協議を重ねた。

- (1) 職員の定数の見直しと組織体制の充実
- (2) コンプライアンス研修の充実と徹底
- (3) 財務法令等の順守と徹底
- (4) 職員倫理条例の早期制定

本委員会では、町長に対する提言書を提出することとし、4回の協議を重ね令和3年1月15日に提言書を町長へ提出した。

提言書の「改革内容」の提言は、次の7項目のとおりである。

- (1) 公務員倫理の啓発、徹底を図ること
- (2) 組織体制の見直しと改善を図ること

- (3) 職場環境の改善を図ること
- (4) 職員研修のさらなる充実を図ること
- (5) 公益通報の処理に関する制度を早急に整備すること
- (6) 働きかけ制限について再確認と徹底を図ること
- (7) 部外者との接見の見直しを図ること

執行部は、提言書をもとに二部会を設置し、企画財政課長と総務課長を部会長に据え、事件の再発防止について協議を重ねた。

本委員会は、付託事件について執行部（各部会）に対して3回の調査を行った。

主な調査内容は、職員倫理条例の制定についてである。調査の結果、職員倫理条例については、委員会全会一致で採択した。また、町長等三役についての政治倫理条例についても令和3年12月定例会において策定された。

最終調査として、令和4年2月22日に職員コンプライアンス等の取り組みについて調査した。主な調査内容は、職員倫理条例作成までの会議実績をはじめ、コンプライアンス推進体制や研修実績等である。その際、執行部に対して、毎月のミーティングの実施や職員のメンタルヘルスへの取組、職員の適材適所の配置及び職員定数の見直し等について提言を行った。

本委員会では、令和2年9月24日に決議された4項目について改善が見られることを確認し、今後三度同様の事件等が発生しないことを強く願い、官製談合再発防止等調査特別委員会の役目を令和4年3月16日付で終了することとした。

なお、委員の中には、本特別委員会は災害復旧工事や新庁舎建設工事が完了するまでは存続すべきであるという意見もあったが、今後は常任委員会で継続して調査・研究を行うことを確認した。

以上、「官製談合再発防止等調査特別委員会」の最終報告とする。